

羽田幸寿議員

第1 標題「道路用地の有償について」

1 回目の質問

令和4年12月定例会において、一般質問をさせていただきます。

第1 標題「道路用地の有償について」、第2 標題「富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の開発整備について」を堀内市長にお尋ね致します。

第1 標題「道路用地有償について」1 回目の質問を致します。

私は過去、平成26年6月定例会、平成27年12月定例会と2回にわたり一般質問をさせていただきました。

しかしながら陳情による道路整備は無償でお願いしたいとのご答弁であり、又、本年9月定例会での前田厚子議員の一般質問においても陳情による道路整備は無償でとのご答弁でした。私はその事を過去、質問した当事者として大変残念に思い、改めて堀内市長のお考えをお伺いしたく一般質問をさせていただきます。

過去の一般質問でも述べましたが、新設道路だから、政策道路だから有償、一方では陳情による道路整備だから無償でお願いしたい。これでは土地所有者としては複雑な気持ちであり、理解をいただけないと思います。

陳情とは、実情を述べて善処を願うこと、だから陳情による道路整備ならば無償寄付でいいのではないかと考える一面も確かにあります。

しかしながら無償であるために、特に市外、県外にお住まいの地権者の方々には理解が得られず、交渉がすすまない要因の一つになっている事もあるのではないのでしょうか。

市民の方々から有償化について賛同する声もいただいております。

市民の、又、地権者の声として無償から有償にかじを切っていただきたいと考えますが、堀内市長のお考えをお伺いいたします。

以上、第1 標題1 回目の質問と致します。

1 回目の市長答弁

羽田幸寿議員の道路用地の有償についての御質問にお答えいたします。

道路用地の確保につきましては、これまでも羽田議員や前田議員からの御質問に答弁申し上げてまいりましたが、政策的な道路の整備は有償、陳情道路はこれまでも自

治会や関係者の御尽力により、土地所有者の御理解・御協力をいただく上で、無償で用地提供していただくことを基本方針として事業を継続しております。

この方針は、市税を投入する事業として、市全体を俯瞰し作成する道路整備計画に基づき整備を実施する、いわゆる政策的な道路とは異なり、陳情道路の整備は、道路の幅員が4メートル未満である狭あい道路の拡幅を目的とするものが多く、また、利用者が沿線住民に限られる事例が大部分であることから、陳情道路の拡幅を伴う事業では、道路の拡幅に係る土地について所有者からの無償提供をお願いしてきたところがあります。

しかしながら、道路はその担う性質が、近年の生活様式の変化から多様化してきていることも事実であり、こうした変化に柔軟に対応する上で、今後におきましても、富士吉田市の特性に合致する整備方針について、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

2 回目の質問

第1 標題について2 回目の質問を致します。

堀内市長のご答弁では、富士吉田市の特性に合致する整備方針について、調査研究を進めていきたいとのことですが、それは無償から有償へかじを切っていくとの理解でよろしいのでしょうか。

私は、平成 26 年6 月定例会においての一般質問で御殿場市の例を紹介させていただきました。

御殿場市は昭和 50 年代より有償で行っており、平成9 年から陳情による事業から政策的な事業まで、計画する道路幅員により、土地時価金額の 50%、70%、100%で買い取りを行っているとのことでした。

そこで提案です。本市の特性に合致する整備方針として御殿場市を参考にしてはいかがでしょうか。

又、整備方針の決定、実施していく時期はいつ頃をお考えなのか堀内市長にお伺いいたします。

以上2 回目の質問と致します。

2 回目の市長答弁

羽田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、陳情による狭あい道路の整備方針についてであります。本市の特性や、地理的状況を考慮した上で、御殿場市を始めとする近隣の先進自治体の事例を参考にすなかで、有償化へ向け、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、整備方針の決定や実施時期についてであります。従来からの大きな方針転換となり、慎重に手続を進める必要があるため、現時点で明言することはできませんが、調査研究を進めるなかで、早期に方向性を決定していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

第2 標題「富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の開発整備について」

1 回目の質問

第2 標題「富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の開発整備について」1 回目の質問を致します。

私は、平成24年9月定例会、平成25年6月定例会、令和元年12月定例会と、3回にわたり一般質問をさせていただきました。

現地の状況等、農業振興地域の除外を前提に、本市の北の玄関口にふさわしい開発整備を提案しましたが、堀内市長からは、「当該地域が農業振興地域であり、既に面的整備を行っており、その面積は約20ヘクタールの広大なものであり、この区域を農業振興地域から除外するためには、除外に伴って減少した面積の確保、又、国の農業振興の観点からもこの地域の整備は非常に困難である。」とのご答弁でした。

ところが、令和元年12月定例会でのご答弁では、「国による新たな法律、地域未来投資促進法により、あらかじめ工業団地として先行整備はできない。しかし、製造産業、医療機器関連産業など限られた産業にはなるが、企業立地の候補地として積極的に紹介していき、当該地域の開発整備を推進していきたい。」とのご答弁をいただきました。

そこでお伺いいたします。

コロナ禍の中、今後はどのように推進していくのか。

又、この地域の最大の課題である、農業振興地域の除外についてはどのようにすすめていくのか。

堀内市長のお考えをお伺いいたします。

以上、第2 標題 1 回目の質問と致します。

1 回目の市長答弁

富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の開発整備についての御質問にお答えいたします。

まず、令和元年 12 月定例会における羽田議員からの一般質問にて答弁申し上げましたとおり、国は平成 29 年 7 月に、企業立地支援法を全面改正した「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」、いわゆる「地域未来投資促進法」を施行いたしました。これは、国が定める基本方針に基づき地方自治体が策定し、国の同意を受けた基本計画に基づき、事業者が策定する「地域経済牽引事業計画」を都道府県知事が承認することにより、農業振興地域内の農用地区域において、農業以外の土地利用へと転換することを可能としたものであります。これを受け、本市は速やかに山梨県との協議を進め、平成 31 年 3 月、富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺を「やまなし未来ものづくり推進計画」における「特に重点的に地域経済牽引事業を促進する区域」として指定し、スマートインターチェンジ周辺の開発整備に対する環境を整えてまいりました。

さて、今後の富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の開発整備の推進についてであります。農業振興地域内農用地区域からの除外に係る手続が必要となるものの、「やまなし未来ものづくり計画」へ位置づけたことにより、スマートインターチェンジ周辺の開発整備に対する環境は、以前と比較し、格段に向上しているものと認識しております。今後もこの制度のメリットを最大限にいかせるよう周知やPRを強化し、本市への進出を検討する企業に対するアプローチを更に強めてまいります。

次に、富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の開発整備において課題となる農業振興地域内農用地区域からの除外についてであります。スマートインターチェンジ設置以前から、周辺には工業団地や鉄道駅が存在し、また、この地域を南北に貫く「県道富士吉田西桂線」の整備が山梨県により着々と進められております。これらの状況を踏まえ、この地域の開発整備による地域活性化への期待が高まっていると同時に、利用価値も飛躍的に向上しているものと認識しております。

一方で、「やまなし未来ものづくり推進計画」における「重点促進区域」の指定を受けたものの、羽田議員御指摘のとおり、農業振興地域内農用地区域からの除外手続が富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の高度利用を進めるに当たっての最大の課題となっているということは、私も同様の認識であります。このため、現状を打破し、より自由に開発整備を行うための手法等について、既に農業振興地域を所管する山梨県との協議を開始しており、検討を鋭意進めているところであります。この課題を乗り越え、周辺地域の開発整備を可能な限り早期に行えるよう、取組を続けてまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第2 標題、2 回目の質問を致します。

富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺は、国の「地域未来投資促進法」によって、農業振興地域における農業以外の土地利用が可能となりました。また、「やまなし未来ものづくり推進計画」においても、「特に重点的に地域経済牽引事業を促進する区域」に指定され、開発整備の環境は、整ったものと思います。

しかし、進出したい企業においては、コロナ禍であることや、立地に際して即時性を求められることなどを考慮すると、農業振興地域からの除外手続きなどで時間を要するため、当該地周辺への進出は厳しい状況であると思われれます。

堀内市長、ご答弁の中で山梨県が整備している「県道富士吉田西桂線」の整備状況が触れられていました。

「県道富士吉田西桂線」は、令和8 年度には完成すると聞き及んでいますが、私は、遅くともその時期までには、当該地域が農業振興地域から除外され、より自由に開発整備が行える状況にしていきたいと思っておりますが、堀内市長のお考えをお伺い致します。

以上2 回目の質問と致します。

2回目の市長答弁

羽田議員の2 回目の御質問にお答えいたします。

富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺における開発環境の整備時期についてありますが、羽田議員御発言のとおり、「県道富士吉田西桂線」につきましては、山梨県により整備が進められており、令和8年度の完成が予定されております。この「県道富士吉田西桂線」は、富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の主要幹線道路となることから、私としても、遅くともこの路線の完成までに開発環境を整えるべきものと強く認識しております。

申し上げるまでもなく、このスマートインターチェンジ周辺は、行政区域内の市街地が限られている本市において、今後の地域活性化に大きく寄与する場所であることから、現在、正に関係機関との協議に着手しているところであります。

いずれにいたしましても、富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の開発整備を一刻も早く可能とするため、必要な環境整備に力を注いでまいります。

以上、答弁といたします。

「締めの言葉」

陳情による道路整備について、前向きなご答弁、ありがとうございました。

又、「富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の開発整備について」最大の課題である、農業振興地域の除外を含めた開発整備の環境に着手しているとのことご答弁、ありがとうございました。

堀内市長におかれては、今後、益々の政治手腕発揮にご期待申し上げ、私の一般質問を終わります。

御静聴ありがとうございました。